開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　会議に入る前にご報告いたします。

　　本日は、小坂中学校３年生48名と教職員７名が傍聴されております。

　　これは、キャリア教育の一環として11月10日に予定されている小坂中学生による模擬議会のための事前見学であります。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第３号により進めてまいります。

────────────────────────────────────────────

◎認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第１、認定第１号　平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

　　本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

〔決算特別委員長　宮　　信君登壇〕

○決算特別委員長（宮　　信君）　認定第１号　平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書。

　　１、決算の内容。

　　（１）一般会計について。

　　平成28年度小坂町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額45億3,920万1,909円、歳出総額44億653万6,097円であり、歳入歳出差引額は１億3,266万5,812円であります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2,734万3,000円を除いた実質収支額は、１億532万2,812円であります。

　　歳入では、調定額45億9,236万6,775円に対して4,889万700円（1.1％）の収入未済額が生じたほか、427万4,166円（0.1％）を不納欠損として処理しております。

　　歳出決算においては7,175万5,903円の不用額を生じていますが、その主なものは、①２款総務費1,789万1,006円、②３款民生費1,626万613円、③４款衛生費506万7,494円、④８款土木費656万9,425円、⑤10款教育費1,305万3,451円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

　　歳入の収納状況は、調定額に対する収入率で98.8％（前年度98.6％）となっております。

　　歳出の執行状況は、執行率で98.4％（前年度97.7％）となっております。

　　（２）特別会計について。

　　10の特別会計の状況は、次のとおりであります。

　　国民健康保険特別会計決算は、歳入総額８億339万8,856円、歳出総額７億7,990万5,703円で、差引額は2,349万3,153円となっております。なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は6,292万7,903円となっております。

　　後期高齢者医療特別会計予算は、歳入総額7,265万6,154円で、歳出総額7,248万4,354円で、差引額は17万1,800円となっております。

　　介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額７億3,178万2,759円、歳出総額７億1,173万7,732円で、差引額は2,004万5,027円となっております。

　　また、介護サービス事業勘定決算は、歳入歳出総額とも390万5,566円で同額となっております。

　　簡易水道事業特別会計決算は、歳入歳出総額とも２億6,700万9,633円と同額となっております。なお、歳入においては一般会計から3,527万4,834円を繰り入れております。

　　歯科診療所特別会計決算は、歳入歳出総額とも5,956万5,926円で同額となっております。なお、歳入においては一般会計から1,785万7,875円を繰り入れております。

　　中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入歳出総額とも166万8,609円で同額となっております。なお、歳入においては一般会計から１万1,200円を繰り入れております。なお、基金残高は5,237万5,235円となっております。

　　菅原ヤヱ奨学資金特別会計決算は、歳入歳出総額とも205万4,856円で同額となっております。なお、28年度の貸付対象者は４名であります。

　　文化基金特別会計決算は、歳入歳出総額とも237万7,276円で同額となっております。なお、基金残高は218万7,963円となっております。

　　下水道事業特別会計決算は、歳入総額３億1,588万1,747円、歳出総額３億1,580万3,747円で、差引額は７万8,000円となっております。このうち、前年度繰越明許費繰越額が31万5,000円となっております。なお、歳入においては一般会計から１億1,106万4,307円を繰り入れております。

　　小坂財産区特別会計決算は、歳入総額335万1,225円で、歳出総額241万192円で、差引額は94万1,033円となっております。

　　（３）水道事業について。

　　給水人口が4,556人（前年度4,562人）、総配水量が43万2,853㎥（前年度44万316㎥）となっております。建設改良工事は、配水施設改良として細越地区に消火栓を１基設置、細越地区の下水道布設に伴う配水管の布設がえ、尾樽部地区の配水管の布設がえ、中小坂地区の水管橋の改修配管を施工しました。

　　水道事業の収益的収支は事業収益２億4,312万6,615円、事業費用２億2,209万1,712円となっており、差引額は2,103万4,903円となっております。

　　また、資本的収支は資本的収入4,382万円、資本的支出１億5,099万6,135円で、差引１億717万6,135円の不足額が生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補塡しております。

　　２、議決の内容。

　　平成28年度の財政状況は普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性・硬直化を示す経常収支比率は99.9％、実質公債費比率は13.3％、将来負担比率は123.7％となっております。このように、平成28年度一般会計の財政状況は、数値そのものに限ってみれば健全な状態でありますが、今後も公債費の増加が見込まれることから、財政指標を留意し、しっかりとした事業計画を立て、将来を見据えた財政運営を図られたい。

　　各会計においても、諸支出の節減に努めながらおおむね計画的に執行されており、本決算は適正なものと認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　なお、審議の過程において述べられた意見のうち特記すべき事項は次のとおりであります。

　　１、公有財産の適正なる管理の徹底と有効活用については、町民の立場に立って検討を進めること。

　　２、町が目指している資源循環型社会の構築の観点から、ＢＤＦの有効活用について農業施設等での利用を検討すること。

　　３、小坂鉄道レールパークの運営について、今後も赤字が懸念されることから、町民が安心して継続できる事業だと思えるよう、さらなる努力を重ねていただきたい。

　　４、災害時等の町民に対する情報伝達用の緊急告知ラジオの一刻も早い全戸配布と、電波の受信状況の悪い地域の改善を図ること。

　　５、不用額は昨年に比べて減額してきているが、まだ調整されていない項目があることから適正な処理を行い、有効な予算の活用に努力すること。

　　上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　私は、本一般会計決算に対して、賛成の立場を明らかにしながら、なお２点について討論をさせていただきたいと思います。

　　この２点につきましては、いずれもただいま委員長報告にあります特記事項に入っておりますけれども、改めて討論をしておきたいというふうに思います。

　　まず、第１点目は、昨年９月の決算審議における討論で指摘いたしました不用額の状況にかかわってでありますが、27年度決算における一般会計での不用額は、各款で多少の差異はあるものの、会計全体で１億1,100万円と多額になっている点、また近年の不用額の高値安定が常態化している点を指摘をし、予算作成段階での精査と執行後の適正な処理を行っていただくことで、改善を求めたわけであります。

　　これにつきまして、いずれの改善も、これについて改善する方向での答弁をいただいたわけでありますが、その取り組みがなされた結果として、今決算では会計全体で不用額が7,000万円と減ったというふうに考え、この点は評価をするとともに、なお一層の努力をお願いをしたいということが第１点目であります。

　　２点目は、小坂鉄道レールパークにかかわってでありますが、この点も昨年の決算で討論させていただきました。レールパークで５億円の事業、明治百年通りにぎわいプロジェクトで１億円弱の合わせて６億円強の事業でありましたが、町の投資額はそのうちの１億2,000万円で、後は国・県などの補助金や地方債であり、これだけの財源を国や県から引き出したという点で大きく評価するということを申し上げました。

　　あわせて、町長の決断と実現に取り組んだ職員の創意と努力を評価したいということも申し上げました。

　　今回の決算審議の論議でありましたけれども、この上で、今後の事業展開で採算性や経営体質への不安要素がまだまだあるという問題は明らかになっておりますので、この点については具体的な対策をしっかりととっていただきたいというふうに思うわけであります。

　　この点を払拭できる状況ではないことも改めて指摘をしながら、今後の事業展開について今議会で指摘された問題について、今申しましたように、具体的な展開をしていただくように事業推進体制の充実を初めとした情報発信に努めていただきたい。この点を討論をさせていただきます。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより認定第１号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

　　認定第１号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、本件は認定することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第２、議案第86号　小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　本件につきまして、産業教育常任副委員長のご報告を求めます。

　　６番。

〔産業教育常任副委員長　宮　　信君登壇〕

○産業教育常任副委員長（宮　　信君）　議案第86号　小坂町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

　　１、議案の要旨。

　　小坂町定住促進住宅の建物追加により、家賃及び入居用件の見直しをしようとするものであります。

　　２、議案可決の理由。

　　本議案は、人口減少が進む中、新たに定住促進住宅を整備し、その家賃及び入居用件等の見直しを行い、小坂町に定住する人をふやし、活性化と人口増に結びつけようとするものであり、本案は妥当なものであります。

　　よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　だたいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第86号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　本件に対する副委員長の報告は可決であります。

　　議案第86号を副委員長の報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第86号は副委員長の報告のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８７号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第３、議案第87号　平成29年度小坂町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　８番。

○８番（成田直人君）　10ページの６款農林水産業費についてであります。

　　ブドウのハウス栽培ということで、県の補助、支出をいただきながら、これは新規就農者への対応ということでありますけれども、これについての説明は、今申し上げたとおり、ハウス栽培という形での説明だったと思うのですけれども、これについて新規就農者に対するものなのか、もしくは町の試験場にあるブドウ、これに対してのハウス栽培になるのか、その辺についてもう一度詳しくお話をいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君）　お答えします。

　　今回のこの補助事業でございますけれども、これは新規就農者の方が新たにパイプハウスでもって、主に食用といいますか、そちらのほうの価格帯の高い栽培に関する取り組みを新たに追加したいということで、新規就農者に対する支援事業ということで補助率２分の１の事業であります。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（成田直人君）　はい、わかりました。

　　それから、11ページの８款土木費に関連してであります。

　　委託料の関係で、空き家の除雪ということで今回27万円の補正が計上されましたけれども、空き家ということでありますので、この辺についてもう一度詳しい説明を聞きたいわけでありますけれども、条例、要項また規則など、いろんな制約のある中で、この事業が進められるのかどうか、その辺もあわせてお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　お尋ねの空き家でございますが、その空き家は町営住宅の空き家でございまして、除雪をする方がいらっしゃらないので、近隣の住んでいる方にご迷惑をかけるという意味で、町が実施するものでございます。

○議長（目時重雄君）　８番。

○８番（成田直人君）　具体的に言うと、どの辺を指した、地域はどこなのかということで、それも教えてください。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　具体的には、北、南あけぼの、つつじ平等になります。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑はございませんか。

　　４番。

○４番（亀田利美君）　ちょっと確認をさせてください。

　　８款公園の管理費、これの修繕料、これは街灯と説明を伺ったと思うのですが、この辺は間違いないでしょうか。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　公園の管理の22万円、修繕ですね。これにつきましては、藤倉児童公園の滑り台が、毎年遊具の調査をしているわけですけれども、その中で破損していて危険だとういことで、至急それを直さないと子供さんに怪我をさせるという意味で、今回つけさせていただきました。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　ちょっと私の勘違いもあったようですけれども、藤倉から大地までの街灯、これの補正で１基増設したいというふうな説明もあったと思うのですが、その辺はなかったでしょうか。多分、町民課のほうだと思うのですが、ちょっと私の聞き違いであれば申しわけないのですけれども、確認です。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（細越浩美君）　今回の補正の内容につきましては、防犯灯の追加という予定は盛り込んではおりません。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　４番。

○４番（亀田利美君）　確かに私の勘違いでした。

　　ということは、常々、藤倉団地から大地までの要望事項として、ここ数年前から要望しております。これに対しては、先般課長のほうから来年度予算で持っていきたいと、こういうような話をしてあったのですが、藤倉団地の公園の中だということで、街灯ではないということはわかりましたが、やはりこの地域の要望ですので、こういうのもできるだけ補正でも対応していただきたいと要望して終わります。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

　　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　１点だけお尋ねしたいと思います。

　　歳出の総務費、９目の町史編さん費でありますけれども、今回補正予算で図書費に16万2,000円措置されておりますけれども、この中身を教えていただきたいと思います。

○町史編さん室長（亀沢　修君）　中身としては、かつて同和鉱業70年史をまとめた時の基礎資料がデジタルデータ化されて販売されております。

　　実際の実資料そのものの行方がわからなくなったものもあるということで、ぜひそのデジタルデータ購入をして、今後の町史研究に役立てようというものであります。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　当初町長の説明では、町史ができ上がるまでは今回の調整を３年程度時間を要するのではないかと、そういうふうなご説明があったわけですけれども、担当の方はあれですか、３年間もかかるというふうにお考えですか。

○議長（目時重雄君）　室長。

○町史編さん室長（亀沢　修君）　町史の編さん委員会を開いておりまして、10月の初め、第２回の編さん委員会も開催予定でありますが、その中での話し合いの中で、スケジュールを３年ということで、スケジュールを決めて現在その作業に取りかかっておりますので、まず３年をめどに作成していきたいということで取り組んでいるところです。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第87号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８８号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第４、議案第88号　平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第88号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第88号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８９号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第89号　平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第89号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９０号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第90号　平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第90号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９１号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第91号　平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第91号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

　　休憩いたします。

休憩　午前１０時３５分

再開　午前１０時３７分

○議長（目時重雄君）　再開いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９２号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第８、議案第92号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第92号　人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

　　人権擁護委員であります工藤哲雄さんは、平成29年12月31日で任期が満了いたしますが、同委員より任期満了をもって委員を退任したいとの申し入れがありました。

　　工藤委員にかわり、議案にありますとおり長井文美さん、住所、小坂町小坂鉱山字古館24番地１、生年月日、昭和35年５月24日に当町の人権擁護委員として活動していただきたく提案するものであります。

　　長井さんは、平成19年12月から町の主任児童委員として活動されており、児童人権問題や女性のさまざまな相談、援助等の経験が豊富であり、地域住民からの信頼は厚く、人権擁護委員として意欲的な活動ができる方だと確信いたしております。

　　なお、任期は平成32年12月31日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第92号を採決いたします。

　　この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますから、議案第92号は投票による表決の方法で行います。

　　この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、議案第92号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

　　直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君）　ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

　　お諮りいたします。

　　小坂町議会会議規則第31条第２項の規定により、立会人には、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聴君、１番、鹿兒島巖君、２番、船水隆一君の４人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいまの４人を立会人に指名いたします。

　　投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　配付漏れはないものと認めます。

　　投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君）　異状はないものと認めます。

　　念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載を願います。

　　なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条２の規定により、否とみなします。

　　ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはないものと認めます。

　　投票を終わります。

　　これより開票を行います。立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（目時重雄君）　投票の結果を報告いたします。

　　投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロ票であります。

　　賛成全員であります。

　　よって、本件は賛成することに決定いたしました。

　　７番。

○７番（小笠原正見君）　子供たちが来ているんであれば、中に入って見せてもいいんじゃないでしょうか。だめですか。

〔「時間で帰りました」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　７番。

○７番（小笠原正見君）　帰ったそうですから、よろしいです。すみません。

○議長（目時重雄君）　議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

────────────────────────────────────────────

◎議案第９３号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第９、議案第93号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第93号　人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

　　人権擁護委員であります木村二三男さんは、平成29年12月31日で任期が満了いたしますが、同委員より任期満了をもって委員を退任したいとの申し入れがありました。

　　木村委員にかわり、議案にありますとおり、目時京子さん、住所、小坂町荒谷字荒川26番地２、生年月日、昭和30年10月11日に当町の人権擁護委員として活躍していただきたく提案するものであります。

　　目時さんは、長年、社会福祉法人職員として勤務された経験を持ち、個人の利益保護、地域における社会福祉に精通されており、地域住民からの信頼も厚く、人格、識見ともに申し分のない方だと確信いたしております。

　　なお、任期は平成32年12月31日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第93号を採決いたします。

　　この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますから、議案第93号は投票による表決の方法で行います。

　　この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、議案第93号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

　　直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君）　ただいまの表決権を有する出席議員は11人であります。

　　お諮りいたします。

　　小坂町議会会議規則第31条第２項の規定により、立会人には、３番、本田佳子君、４番、亀田利美君、５番、栗山忠三君、６番、宮信君の４人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいまの４人を立会人に指名いたします。

　　投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　配付漏れはないものと認めます。

　　投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君）　異状はないものと認めます。

　　念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

　　なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の２の規定により、否とみなします。

　　ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票を願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　投票を終わります。

　　これより開票を行います。立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（目時重雄君）　投票の結果を報告いたします。

　　投票総数11票、うち賛成10票、反対１票であります。

　　賛成多数であります。

　　よって、本件は賛成することに決定いたしました。

　　議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

────────────────────────────────────────────

◎議案第９４号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第10、議案第94号　固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第94号　固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

　　固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条で規定されておるところであります。

　　このたび、横山壽一委員の任期が平成29年９月30日で満了いたします。

　　横山さんのかわりに、議案にありますとおり、澤口紀夫さん、住所、小坂町小坂字中前田30番地、生年月日、昭和26年10月13日に委員として活動していただきたく、提案を申し上げるものでございます。

　　澤口さんは、仕事柄、町内の土地等について精通されており、人格、識見ともに申し分なく、固定資産の評価審査委員として適任者であると確信いたしております。

　　なお、任期は平成32年９月30日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第94号を採決いたします。

　　この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますから、議案第94号は投票による表決の方法で行います。

　　この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　無記名投票によって行うことに決定いたしました。

　　直ちに議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君）　ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

　　お諮りいたします。

　　小坂町議会会議規則第31条第２項の規定により、立会人には、７番、小笠原正見君、８番、成田直人君、９番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君の４人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、ただいまの４人を立会人に指名いたします。

　　投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　配付漏れはないものと認めます。

　　投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君）　異状はないものと認めます。

　　念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記票を願います。

　　なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条２の規定により、否とみなします。

　　ただいまから投票を行います。職員が議席番号及び氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

〔職員氏名点呼、投票〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　投票漏れはないものと認めます。

　　投票を終わります。

　　これより開票を行います。立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（目時重雄君）　投票の結果を報告いたします。

　　投票総数11票、うち賛成７票、反対４票であります。

　　賛成多数であります。

　　よって、本件は賛成することに決定いたしました。

　　議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

────────────────────────────────────────────

◎議案第９５号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第95号　小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第95号　小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　当町の教育委員であります佐藤明子さんは、平成29年９月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、佐藤明子さんを引き続き委員の適任者と考え、提案を申し上げるものでございます。

　　佐藤明子さん、住所、小坂町小坂鉱山字古館18番地20、生年月日、昭和43年３月15日。

　　佐藤明子さんは、平成20年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価されており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

　　なお、任期は平成33年９月30日までとなります。

　　慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　これより議案第95号を採決いたします。

　　この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないようでありますので、議案第95号は簡易表決の方法で行います。

　　議案第95号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件は同意することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第２号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第12、陳情第２号　共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君）　陳情第２号　共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する意見書を国に提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情不採択の理由。

　　共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）を新設する改正組織犯罪処罰法は既に国会で成立し、法律も施行されており、捜査当局による法律の乱用の懸念があるものの、2020年東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策強化のためには必要であります。

　　よって、当委員会は全会一致で不採択とすべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　本陳情は、共謀罪法案の国会提出に反対をするということが陳情の趣旨であります。

　　私は、テロ共謀罪そのものには反対という立場を明らかにしておきたいと思います。

　　したがって、共謀罪に反対する意見書をということであれば、賛成を表明をしたいと思っておりましたけれども、国会に法案を提出をすることについてという陳情の趣旨であります。

　　提出されたときには、委員会では継続審議の状況になっておりまして、現段階においては、法案が成立しているという状況の中で、陳情の趣旨として、これは意味がないというふうに考えて、この陳情については不採択という意思表示をさせていただきました。

　　私自身は、この共謀罪やはり大きな問題点があるということを現在でも認識しておりますし、この共謀罪を一日も早く廃案するための努力はしていきたいと思いますけれども、そのことと別に、この陳情の扱いについての不採択の理由は、今まで申し上げたとおりであったことを申し上げておきたいと思います。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　そのほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第２号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

　　よって、小坂町議会先例集第104項により陳情の原案について採決いたします。

　　この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「不採択」「休憩、休憩。休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　休憩します。

休憩　午前１１時２１分

再開　午前１１時２２分

○議長（目時重雄君）　再開します。

　　陳情の原案についての採決をします。

　　この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（目時重雄君）　起立なしであります。

　　よって、陳情第２号は不採択とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第13、陳情第５号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

　　委員長。

〔総務福祉常任委員長　船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君）　陳情第５号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情についての報告書。

　　陳情の要旨。

　　地方財政の充実、強化を求めるため、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

　　陳情採択の理由。

　　地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、教育など、多くの事務が国の法令によって義務づけられていて、果たす役割が年々拡大していることから、2018年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入、歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第５号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

　　委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、陳情第５号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第４号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第14、意見書案第４号　地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第５号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第４号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、意見書案第４号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎陳情第６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第15、陳情第６号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての報告書を議題といたします。

　　本件につきまして、産業教育常任副委員長の報告を求めます。

〔産業教育常任副委員長　宮　　信君登壇〕

○産業教育常任副委員長（宮　　信君）　陳情第６号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての報告書。

　　１、陳情の要旨。

　　全国森林環境税導入の早期実現を求めるため、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

　　２、陳情採択の理由。

　　山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るためにも、全国森林環境税を創設することは必要であると考えます。

　　よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

　　少数意見の留保はありませんでした。

　　上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

　　以上です。

○議長（目時重雄君）　ただいまの副委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　お尋ねいたしたいと思います。

　　この森林税の問題につきましては、平成15年でありましたけれども、一度この取り組みがされた経過がございます。当時は自民、公明両党で森林環境税というものを創設をしたいということで、平成15年12月16日に発表はされております。

　　各地方自治体から、このことに対して同趣旨の陳情、あるいは反対の陳情が展開された経緯がございます。

　　政府は、そういった中で平成16年11月23日に平成29年度税制改革での創設については先送りをした経過があるということ。それから、現在これと同趣旨のいわゆる環境税というもの、各都道府県で既に実施されている状況があります。

　　今、37都府県、それから政令都市、横浜市で導入をされておりまして、秋田県では、ちなみに個人で県税として500円、それから法人税率として３％の課税がされているという実態の中で、国がこの税を認めるとすれば、創設するとすれば、二重課税になるのではないかという指摘が今全国でされているわけでありますが、そういった経過について論議をされた上での決定であるかどうかお伺いをしたいと思います。

　　されていないなら、されていないで、率直で。

○産業教育常任副委員長（宮　　信君）　すみません。されていません。

○１番（鹿兒島　巖君）　わかりました。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　改めて討論をさせていただきます。

　　全国森林環境税の創設についての意見書提出についてでありますけれども、今委員長に答弁を求めましたけれども、平成15年12月16日、当時の自民、公明政府の方針の中で、平成29年度税制導入という方向を目指しながら、全国にこの取り組みを始めようとしたわけであります。

　　それを受けて、各都道府県の中では、秋田県でもありましたけれども、２つの立場の意見書、陳情等を全国的に展開をされた経過がございます。

　　その結果、そういう状況を見て、政府は平成16年11月23日に森林税の増税については見送ったという経過があります。というのは、全国的にやはり先ほど申しましたように、既にその時点で、数十件に及ぶ地方自治体の中でそれぞれ税率は違いますけれども、いわゆる森林環境税に相当する税制を地方税として創設しておったという状況がある。そして、それで国が改めて国営として税を取るならば、いわゆる二重課税の問題が起こるという反対を受けて、自民党は一遍この創設を見送ったという経過であります。

　　改めて、今回出てきているわけでありますが、状況はさらに、先ほど言いましたように進んでおりまして、各地方自治体では37の都府県において、この地方税が創設されていると。一番高いところでは法人税率で10％の税を取っているところもある。個人については、1,500円の税を取っている県もあるという状況の中で、国がこの森林税を創設すれば、まさに二重、目的が２つという形になるということの中で、現在の状況を考えれば、この二重課税となる全国森林環境税の創設については反対の立場を明らかにしながら、この意見書については採択をしていただきたいという討論を申し上げたいと思います。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより陳情第６号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　この陳情に対する副委員長の報告は採択であります。

　　副委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、陳情第６号は副委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎意見書案第５号の上程、採決

○議長（目時重雄君）　日程第16、意見書案第５号　「全国森林環境税」の創設に関する意見書提出についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

　　本意見書案は、さきの陳情第６号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

　　よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

　　これより意見書案第５号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　意見書案第５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、意見書案第５号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎決定第３号について

○議長（目時重雄君）　日程第17、決定第３号　議員派遣の件についてを議題といたします。

　　この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第１項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することとなっております。

　　お諮りいたします。

　　本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君）　日程第18、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

　　議会運営委員会の委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

　　お諮りいたします。

　　運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

　　これをもって平成29年第６回小坂町議会定例会を閉会いたします。

　　ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１１時４０分